



茨城県入港料 港湾名…鹿島港、茨城港

1.料率

種 別		単 位	料 率	備 考
入港料 Harbor Entry Fees	外航船舶 Ocean Going Vessels	入港1回につき、総トン数1トンまでごとに About arrival in port once every to gross tonnage 1ton	2円	
	外航船舶以外の船舶 Coastal Vessels		1円10銭	

2.入港回数の計算

- (1)1日の入港回数(鹿島港及び茨城港のいずれにも入港する場合には、その合計回数とする。)が2回以上の船舶については、1回とする。
- (2)1月の入港回数(前号の規定の適用がある場合には、同号の規定適用後の回数とし、日を異にして鹿島港及び茨城港のいずれにも入港する場合には、その合計回数とする。)が11回以上の船舶については、10回とする。

- 【備考】
- 1.外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
- 2.総トン数700トン未満の船舶、港湾区域を単に通過する船舶、及び海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶からは、入港料を徴収しない。

茨城県港湾施設使用料 港湾名…鹿島港、茨城港

The fee for use of the ports and the harbor facilities

種 別 Classification			単 位 A unit		使 用 料 The fee for use	備 考
岸壁・物揚場	定期船以外の船舶 Ships Other Than Regular Scueduled Ships	外航船舶 Ocean Going Vessels	12時間まで Until 12 hours	船舶総トン数 1トンにつき Per ton of gross tonnage	6円75銭	
		内航船舶 Coastal Vessels			7円43銭	
		外航船舶 Ocean Going Vessels	12時間を超え24時間まで Between 12 and 24 hours		9円	
		内航船舶 Coastal Vessels			9円90銭	
		外航船舶 Ocean Going Vessels	24時間を超えるときは、12時間までごとに Every 12hours over 24 hours		4円50銭	
		内航船舶 Coastal Vessels			4円95銭	
	定期船 Regular Scueduled Ships	外航船舶 Ocean Going Vessels	24時間まで Up to 24 hours		3円	
		内航船舶 Coastal Vessels			3円30銭	
		外航船舶 Ocean Going Vessels	24時間を超えるときは、12時間までごとに Every 12hours over 24 hours		1円50銭	
		内航船舶 Coastal Vessels			1円65銭	
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン Gantory Crane		1基30分につき Per 30 minutes	月～土(休日を除く) 8:00～22:00 Between 8a.m. and 10p.m. from Monday to Saturday(except holiday)	33,520円	休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。 ※12月29日～1月3日も含む
				月～土(休日を除く)の 上記以外の時間、日曜日・休日 Except above time from Monday to Saturday(except holiday), Sunday, Holiday	29,330円	
			引込みクレーン式アンローダ Unloader		1 基30分につき Per 30minutes	
	荷さばき地 Cargo Handling Yard		未舗装箇所 Unpaved Area	1平方メートル1日につき Daily rate per 1㎡		
舗装箇所 Paved Area			6円60銭			
上 屋 Cargo Shed			15日までの期間 Until 15 days	1平方メートル 1日につき Per day of 1㎡	16円50銭	くん蒸を行う場合にあっては、左記の区分により算出した合計額に1平方メートルにつき112円を加算する。
			16日～30日までの期間 16 to 30 days		33円	
			30日を超える期間 Over 30 days		66円	
旅客待合所 Facility for passenger waiting			1平方メートル1月につき Per month of 1㎡	2,773円27銭		
管 理 棟 Administration facility			1平方メートル1月につき Per month of 1㎡	1,881円5銭		

種 別			単 位		使 用 料	備 考	
野 積 場 Open Freight Yard	未舗装箇所 Unpaved Area	1平方メートル1日につき Dairy rate per 1㎡			4円40銭		
	舗装箇所 Paved Area				6円60銭		
陸上貯木場 Land Saving Yard		1平方メートル1日につき Dairy rate per 1㎡			2円20銭		
給 水 施 設 Water Supply Institution		外航船舶 Ocean Going Vessels	執務時間内 During office hours		給水量 1トンにつき Per ton of amount to water	350円	
		内航船舶 Coastal Vessels				385円	
		外航船舶 Ocean Going Vessels	執務時間外 Off the office hours			525円	
		内航船舶 Coastal Vessels				577円50銭	
船員待合所 Facility for crew waiting		1平方メートル1月につき Per month of 1㎡		257円66銭			
港 湾 施 設 の 用 地	建物敷地類 Building lot	1平方メートル1年につき Per year of 1㎡		1,030円	専ら漁業の用に供するものにあつては、150円		
	係船柱 Bollard	1本1年につき Per year of one		1,360円			
	軌道施設類 Orbit facilities	1平方メートル1年につき Per year of 1㎡		2,430円	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者若しくは索道事業者がその鉄道事業若しくは索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供するもの又は軌道法(大正10年法律第76号)によるものを除く。		
	駐車場類 Parking lot	15日まで Until 15 days	1平方メートルにつき Per 1㎡	52円			
		15日を超えるとき Over 15 days	1平方メートル1月につき Per month of 1㎡	90円			

- 【備考】
1. 外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
2. 内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいう。
3. 使用料の総額が100円未満であるときは、100円とする。
4. 「電柱類(本柱、支柱、支線柱、支線、H柱、2脚以下の鉄塔等)」「架空管類」「鉄塔類」「地下埋設物類」「地下施設類」「工事用施設類(詰所、板囲、足場、材料置場等)」の使用料については、掲載省略

詳しくはホームページをご覧ください。

茨城県 入港料・施設利用料 検索